

事務連絡
令和5年7月24日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } } 大気環境主管部(局) 殿

環境省 水・大気環境局
環境管理課 環境汚染対策室

水銀大気排出規制に関する質疑応答集の変更・見直しについて（周知）

平素より大気環境行政の推進につき、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件（環境省告示第七十五号。以下、「改正告示」という。）」が令和4年9月22日に公布され、排出ガス中の水銀濃度の測定方法として全水銀を一括で試料採取する方法が追加されました。改正告示は本年4月1日より施行されましたが、これに先立ち、令和4年12月16日に「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会」をオンライン開催したところです。

この度、当該説明会にて頂戴した質問とその回答を、平成30年3月更新の「水銀大気排出規制に関する質疑応答集」に追加するなど、別紙のとおりとりまとめましたので送付します。

なお、今後も大気汚染防止法の改正等により、必要に応じて掲載内容の変更・見直しがあることについて、ご留意願います。

【問い合わせ先】

環境省 水・大気環境局

環境管理課 環境汚染対策室

担当：奥野、栗飯原、遠藤

E-mail：taikika-hg@env.go.jp

T E L：03-5521-8295（直通）